

ご利用中の発熱者への対応方法及び施設での感染対策について

(1) 長期利用の方を含む発熱時の対応

サービスご利用中のご利用者様の発熱時等の緊急時の対応について、ご家族様と十分に協議し、「合意」を得た上で対応することを基本とし、サービス提供致します。

そして、クーリング処置を施し、1時間経過しても37.5℃以上の場合は、契約時に定めた緊急連絡先のご家族様（以降ご家族様）に連絡致します。

その後は、「発熱原因の特定と治療のために受診していただきたい旨」を丁寧に説明し、原則としてご家族様の協力のもと受診していただきます。夜間帯及びやむをえない場合は、施設内で療養していただき、ご家族様と翌日以降の受診などのご相談をさせていただきます。

また、長期利用の方を含め、受診の結果、他人にうつる病気（風邪、コロナ・インフルエンザ等の5類感染症など）の場合は、ご家族様の合意を得た上で、ご自宅での療養をお願いします。ただし、受診後すぐの自宅療養が困難な場合は、ご自宅での受け入れ体制が整う迄の間、施設内で療養していただく等、できる限りの対応を致します。特に、長期利用の方については利用実態やご家族様の事情等を勘案し対応を致します。

※当施設は「短期入所生活介護」として、治療の設備や医師の常駐もありませんので、上記の対応とさせていただきます。

(2) 契約書及び重要事項説明書の見直し

緊急時の対応について（契約書7条、重要事項説明書14）「体調不良時の対応について」

（※別紙1）を明記し、新規ご利用者様には2023年11月1日より、既存のご利用者様には順次再契約を致します。また、不明瞭な事項が発生した場合には契約書18条に定めた、協議を実施することを改めて徹底します。

① 利用契約書（第7条）及び重要事項説明書（14）に別紙1「体調不良時の対応について」を追加記載

別紙1・下記参照

② 利用契約書 第7条（緊急時等の対応）の変更

<現行>

従業者は、指定短期入所生活介護の提供時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます

<変更後>

従業者は、指定短期入所生活介護の提供時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の緊急連絡先へまたは主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。その後、感染症等他者にうつる病気と診断が確定した場合は、別紙1「体調不良時の対応について」に基づき対応します。

③ 重要事項説明書 14. 緊急時の対応の変更

<現行>

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打合せに基づき家族、主治医、緊急機関、居宅介護支援事業所等に連絡致します。

<変更後>

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打合せに基づき、家族、居宅介護支援事業所等に連絡致します。その後、感染症等他者にうつる病気と診断が確定した場合は、別紙1「体調不良時の対応について」に基づき対応します。

(3) ご利用者様ご家族様への対応

ご利用者様の発熱時の対応など、ご家族様に協力を仰ぐ対応については、十分に説明・協議をした上で、ご家族様の合意のもと対応を進めてまいります。

ご家族様と連絡が取れない場合は、契約時の緊急連絡先の別の方へ連絡し、協力・判断を仰ぎます。それでも連絡が取れない場合は、ケアマネジャーに相談し指示を仰ぎます。夜間帯など、ケアマネジャーにも連絡がつかない場合については、原則施設内での対応となりますが、緊急性が高いと判断した場合は、施設の判断にて救急対応を行います。

(4) 職員への教育

この対応について、ご利用者様、ご家族様に直接かかわる相談員に対して集合教育を実施致しました。また、ラクラスショートステイの施設会議にて、職員全員に対し周知徹底を図ります。

全てのラクラスの施設（25 事業所）の施設会議に於いても、全職員への周知徹底を図り、全ての施設長へ再度教育を実施致します。

(5) 施設内での感染対策

厚生労働省のホームページを参考に、マスク着用や手指消毒など、施設での感染対策を徹底して行います。また、施設内に感染者が発覚した場合は、通常感染対策に加え、以下の取り組みを励行することで感染拡大の防止に努めます。

（施設内で感染者が発覚した場合の対応）

ご利用者様への対応	職員の対応
<ul style="list-style-type: none">・ 1日2回以上の検温による体調管理・ 外から入ってきた場合は手洗対応・ 咳き込みがある方はマスク着用依頼 ※他ご利用者様へもマスク着用依頼	<ul style="list-style-type: none">職員が伝播者とならない為の対応・ 職員通用口を入ったら消毒・ 更衣室から出たら消毒・ 各フロアに入る際消毒・ 1介助1消毒の徹底・ フロアは1時間毎に5分以上の換気・ 食事介助、口腔ケア時はゴーグル対応・ 職員の休憩時は換気・黙食

以上

別紙1 体調不良時の対応について

① 発熱対応

クーリング処置を施し、1時間経過しても37.5℃以上の場合は、契約時に定めた緊急連絡先のご家族様(以降ご家族様)に連絡致します。

「発熱原因の特定と治療のために受診していただきたい旨」を丁寧に説明し、原則としてご家族様の協力のもと受診していただきます。夜間帯及びやむをえない場合は、施設内で療養していただき、ご家族様と翌日以降の受診などのご相談をさせていただきます。

また、長期利用の方を含め、受診の結果、他人にうつる病気(風邪、コロナ・インフルエンザ等の5類感染症など)の場合は、ご家族様の合意を得た上で、ご自宅での療養をお願いします。ただし、受診後すぐの自宅療養が困難な場合は、ご自宅での受け入れ体制が整う迄の間、施設内で療養していただく等、できる限りの対応を致します。特に、長期利用の方については利用実態やご家族様の事情等を勘案し対応致します。

その他、39℃以上で且つ痙攣等その他の症状がみられる場合は、施設判断で救急車の手配をさせていただきます。

※当施設は「短期入所生活介護」として、治療の設備や医師の常駐もありませんので、上記の対応とさせていただきます。

② 意識消失

意識が遠のく、もしくは喪失した場合は、救急へ連絡し、救急車で搬送いたします。

(ご指定の病院の受け入れができない場合は二次救急の当番医となります。)

その他、看護師が健康上異常と判断した場合はご家族様付き添いにて病院に受診いただきます。

③ 食事、水分の摂取不足

食事量が2食続けて1割以下、または水分が全く取れていない等の場合は、ご家族様に連絡し、ご家族様付き添いにて病院に受診いただきます。

④ 転倒

転倒された場合は、ご家族様へ連絡します。(夜間は出血や痛みがなければ、翌朝連絡となります。)

受傷状況を見て、緊急性が高いと判断した場合は、救急搬送を実施いたします。

搬送先の病院等へお越しいただきます。

その他、ご家族様に連絡し、ご家族様付き添いにて病院に受診いただきます。

⑤ 薬

使用方法がわからない薬がある場合は、ご連絡させていただきます。

また、お持ちいただいた薬が不足した場合にはご家族様にお持ちいただきます。